自動車運転契約書

収 入

印 紙

公職の候補者　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

（以下「乙」という。）とは、

甲が使用する公職選挙法第141 条に基づく選挙運動自動車の運転について、次のとおり契約を締結する。

１　運転する期間　　　　令和　　年　　月　　日から　令和　　年　　月　　日までの　　日間

２　運転する車両の

車種及び登録番号

５　契約金額　　　　　　　　　　　　　　　　　　円（消費税及び地方消費税を含む）

　　　　　　　　　　　　（内訳　１日　　　　　　円×　　　　日間）

４　請求及び支払　　　　この契約に基づく契約金額については、美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき美浜町に対して請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞無くおこなわなければならない。ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は美浜町に請求ができない。

　なお、美浜町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を支払うものとする。

７　その他　　　　　　この契約に定めない事項またはこの契約に関し疑義が生じた事項については、甲、乙協議のうえ、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

（甲）美浜町議会議員選挙候補者

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（乙）住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印